障害福祉サービス等 加算マニュアル

- 目 次 -

福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
重度障害者支援加算(生活介護)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
食事提供体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
就労移行支援 基本報酬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 ページ
就労継続支援 A 型 基本報酬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 ~->
就労継続支援 B 型 基本報酬(サービス費 I ・ II ・ III)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 ペーシ
目標工賃達成指導員配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 ペーシ
目標工賃達成加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17 ~->
就労定着支援 基本報酬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19 ペーシ
人員配置体制加算(共同生活援助)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21 ペーシ
夜間支援等体制加算(区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 ペーシ
相談支援機能強化型体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25 ~->

[※]本マニュアルに掲載以外の加算などについては、豊橋市障害福祉課(電話 0532-51-2699) へ確認 すること

福祉専門職員配置等加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、有資 格者(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師) や常勤職員の配置割合に応じて加算する。

対象サービス療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援A型·B型、自立生活援助、共同生活援助

■加算の考え方

別紙7

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

事業所情報・算定区分

事業所名	児童デイサービス豊橋	
サービス種別	児童発達支援、放課後等デイサービス	
	区分Ⅰ	
	区分Ⅱ	
算定区分	区分Ⅲ	-
	区分 ・区分 (生活介護のみ選択可)	
	区分 ・区分 (生活介護のみ選択可)	

事業所名を入力 サービス種別を入力

算定する区分1つを○で選択

<区分 | または区分 || を算定する場合>

サーク	① 生活支援員等の総数(常勤)	6	人数を入力
任芸価値工寺の状況	② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)	3	人数を入力
①に占める②の	割合(区分 は35%以上、区分 は25%以上)	50%	

※生活支援員等の定義は、**備考1**を参照。児童発達支援、放課後等デイサービス の場合、児童指導員の資格証を添付すること

※社会福祉士等の定義は、**備考3**を参照。社会福祉士等の資格証を添付すること

<区分(Ⅲ)を算定する場合> 次の(1) (2)のいずれかについて入力すること

(1) 常勤職員の状況	① 生活支援員等の総数(常勤換算)	5.4	常勤換算数を入力
(1) 市刧戦員の1人ル	② ①のうち常勤の者の数(常勤換算)	4.8	常勤換算数を入力
①に占める②の割合(75%以上)		88%	

※生活支援員等の定義は、**備考2**を参照。児童発達支援、放課後等デイサービス の場合、児童指導員または保育士の資格証を添付すること

(2) 勤続年数の状況	① 生活支援員等の総数(常勤)	6	人数を入力
(2) 到机干奴 (71人)儿	② ①のうち勤続年数3年以上の者の数(常勤)	2	人数を入力
①に占める②の割合(30%以上)		33%	

※生活支援員等の定義は、**備考2**を参照。児童発達支援、放課後等デイサービス の場合、児童指導員または保育士の資格証を添付すること

※②の場合、実務経験証明書を添付すること

●算定する場合、下表の要件を満たすこと

区分	算定要件
I	常勤の生活支援員等 ^{※1} のうち、 35%以上 が社会福祉士等 ^{※2}
II	常勤の生活支援員等 ^{※1} のうち、 25%以上 が社会福祉士等 ^{※2}
III	次のいずれかの要件を満たすこと (1) 生活支援員等*1のうち、常勤の者の割合が 75%以上(要件 1) (2) 常勤の生活支援員等*1のうち、勤続年数 3 年以上の者の割合が 30%以上(要件 2)

- ※1 生活支援員等とは、サービス種別ごとに次の者をいう(**備考1・備考2**)
 - ○療養介護/生活支援員
- ○生活介護/生活支援員
- ○自立訓練(機能訓練)/生活支援員 ○自立訓練(生活訓練)/生活支援員、地域移行支援員
- ○就労移行支援/職業指導員、生活支援員、就労支援員
- ○就労継続支援 A 型·B 型/職業指導員、生活支援員
- ○自立生活援助/地域生活支援員
- ○共同生活援助/世話人、生活支援員
- ※2 社会福祉士等とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師をいう(備考3)
- ●多機能型事業所の場合、配置割合などの計算は個々のサービス毎ではなく、事業所全体で行うこと
- ●複数の職種や事業所を兼務し、その合計勤務時間が常勤の勤務すべき時間数に達している従業者につい て常勤の生活支援員等として取り扱うことの可否は、次の例のとおりとなる
 - (1) 1つの事業所内で、管理者と生活支援員等の2職種を兼務している場合 ⇒常勤の勤務すべき時間の2分の1以上を管理者として勤務すれば常勤の生活支援員等として取り扱う
 - (2) 1つの事業所内で、サービス管理責任者(共同生活援助のサービス管理責任者、2人目のサービス管 理責任者など非常勤の者)と生活支援員等の2職種を兼務している場合
 - ⇒区分Ⅰ、区分Ⅱの場合、常勤の勤務すべき時間の2分の1以上を生活支援員等として勤務すれば常 勤の生活支援員等とする。区分Ⅲの場合、常勤の勤務すべき時間の2分の1以上を生活支援員等と して勤務すれば、要件 1 については生活支援員等として勤務する時間数を左ページの「①生活支援 員等の総数 | 「② ①のうち常勤の者の数 | に算入し、要件 2 については常勤の生活支援員等とする
 - (3) 同一法人内の2つの事業所をまたいで、生活支援員等と生活支援員等の2職種を兼務している場合 ○生活介護の生活支援員として、常勤の勤務すべき時間の2分の1を超えて勤務し、常勤としての 残りの時間を就労継続支援B型の職業指導員として勤務している場合
 - ⇒区分Ⅰ、区分Ⅱの場合、生活介護において常勤の生活支援員等とする。区分Ⅲの場合、要件1に ついては双方の事業所において生活支援員等として勤務する時間数を左ページの「①生活支援員 等の総数 | 「② ①のうち常勤の者の数 | に算入し、要件 2 については生活介護において常勤の生 活支援員等とする
 - ○生活介護の生活支援員と就労継続支援B型の職業指導員として、それぞれ常勤の勤務すべき時間 の2分の1ずつ勤務している場合
 - ⇒区分Ⅰ、区分Ⅱの場合、いずれか一方の事業所において、常勤の生活支援員等とする。区分Ⅲの 場合、要件1については双方の事業所において生活支援員等として勤務する時間数を左ページの 「①生活支援員等の総数|「② ①のうち常勤の者の数| に算入し、要件 2 については、いずれか 一方の事業所において常勤の生活支援員等とする

重度障害者支援加算 (生活介護)

指定基準上必要な人員に加え、生活支援員、看護職員または一 定の研修修了者を配置しているなど、重度障害者に対する手厚 い支援体制が整えられている場合などに加算する。

対象サービス 生活介護

■加算の考え方

別紙12-1

重度障害者支援加算に関する届出書(生活介護・施設入所支援)

事業所・施設の名称		生活介護とよはし			
サービスの種類		生活介護			
	加算の取得状況	人員配置体制加算	を算定	┃ を算定	
生活介護でIを	加昇の取侍仏派	常勤看護職員等配置加算	看護職員常勤推	與算数(3) 人
算定する場合	人員配置の状況	生活支援員	小数点	以下切捨て	7.5人
	(常勤換算)	看護職員	勤務形態一覧表から生活 職員の常勤換算数を算出		3.1人
施設入所支援で Iを算定する	利用者数	医師意見書により特別な医る者又はこれに準ずる者が100分の20以上である		該当	非該当
場合	配置状況	基準上必要な人員配置に加 員又は生活支援員を1人以		該当	非該当
・ を算定		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	養成研修(実践研修)修 養成研修(中核的人材養 基礎研修修了者の 実人数を記載する	- ,, ,,=,=	
する場合	強度行動障害支援 者養成研修(基礎 研修)修了者配置	生活支援員の数 (全体)(a) 7人	研修修了者の人数 (b) 3人	(b)/((a) 42%
人数 ※生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 修了者であること			礎研修)		

- ●区分 | を算定する場合、次の要件を満たすこと
 - <**区分Ⅱ** > 次の(1)~(3)を満たし、2 人以上の重症心身障害者(受給者証に記載あり)に対して支援した場合に算定する
 - (1) 人員配置体制加算(生活介護)の区分 | または区分 || を算定している
 - (2) 常勤看護職員等配置加算(看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算で3人以上配置している場合に限る)を算定している
 - (3) (1)(2)の必要員数を超えて、常勤換算で生活支援員または看護職員を配置している
 - ※定員超過利用減算、サービス管理責任者欠如減算及びサービス提供職員欠如減算が適用となる場合、 算定不可
 - ※区分 || 、区分 || の算定不可
- ●区分Ⅱ、区分Ⅲを算定する場合、次の要件を満たすこと
 - <**区分Ⅱ** > 次の(1)~(3)を満たし、障害支援区分 6 かつ行動関連項目合計点数 10 点以上の利用者に対して支援した場合に算定する
 - <**区分Ⅲ**> 次の(1)~(3)を満たし、障害支援区分4以上かつ行動関連項目合計点数10点以上の利用者に対して支援した場合に算定する
 - (1) 人員基準や人員配置体制加算の必要員数に加え、常勤換算で生活支援員または看護職員(看護師、 准看護師、保健師)を配置している
 - (2) サービス管理責任者または生活支援員のうち、1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践研修) または行動援護従業者養成研修の修了者(以下、実践研修修了者)である
 - (3) 生活支援員のうち 20%以上が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)または重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程の修了者(以下、基礎研修修了者)である(20%以上とは、非常勤を含めた実人数による割合。例えば、生活支援員が12人いる場合、12×20%=2.4となり、3人以上が基礎研修修了者である必要がある)
 - ※(3)の要件は、令和7年3月31日まで次の要件を満たすことで算定可(経過措置)
 - ○人員基準や人員配置体制加算の必要員数に加えて基礎研修修了者を配置し、実践研修修了者が作成した支援計画シートなどに基づき、基礎研修修了者が強度行動障害者に対して日中に個別支援を行う
 - ○基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、基礎研修修了者は生活 支援員として4時間程度従事する
- ●次の(1)~(4)をすべて満たし、行動関連項目合計点数が 18 点以上の利用者に対して支援した場合、区分 II、区分IIIの所定単位数にさらに 150 単位を加算することができる
 - (1) 区分 || または区分|||を算定している
 - (2) 中核的人材養成研修課程の修了者(以下、中核的人材養成研修修了者)を配置している
 - (3) 中核的人材養成研修修了者または中核的人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践 研修修了者が支援計画シートなどを作成している
 - (4) 中核的人材配置体制の届出をしている

食事提供体制加算

収入が一定額以下の利用者に対して、栄養面での適切な配慮をしたうえで食事を提供した場合に加算する。

対象サービス 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、 就労継続支援B型、短期入所

■加算の考え方

別紙8

食事提供体制加算に関する届出書

事業所情報

事業所名	生活介護とよはし
サービス種別	生活介護
食事提供体制	事業所において管理栄養士・栄養士を直接雇用し、献立の作成
及尹延供倅刑	や確認を行っている

事業所名を入力 サービス種別を入力 該当するものを選択

食事提供体制の詳細(上記「食事提供体制」で選択した項目について入力・選択)

<施設内で調理する場合>

事業所において管理栄養士・栄養士を直接雇用し、献立の作成や確認を行っている場合

管理栄養士	豊橋 太郎	7
***************************************		▶ 比名を人力
学 善十		1
小 段工		

※資格証を添付

法人内の管理栄養士・栄養士が献立の作成や確認を行っている場合

管理栄養士 栄養士	氏名を入力
※資格証を添付	

法人外部の管理栄養士・栄養士が献立の作成や確認を行っている場合

法人名等		法人名等を入力
※業務委託契約書など	を添付	

<施設外で調理する場合>

法人外部に調理業務を委託し、委託先の管理栄養士・栄養士が献立の作成や確認を行っている場合

法人名等		法人名等を入力
※学教禾託刧幼妻かど	た活仕	

- ●原則として、事業所内の調理室を使用して調理し、提供したものについて算定するものであるが、食事 の提供に関する業務を事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない
- ●施設外で調理したものを提供する場合(クックチル、クックフリーズまたは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却・冷凍したものを再度加熱して提供するもの、またはクックサーブにより提供するものに限る)、運搬手段などについて衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められる。この場合、出前の方法や市販の弁当を購入して利用者に提供するような方法は、加算の対象とならない
- ●算定する場合、次の(1)~(3)をすべて満たすこと
 - (1) 次のいずれかの要件を満たしている

<施設内で調理する場合>

- ○事業所において管理栄養士・栄養士を直接雇用し、献立の作成を行う
- ○法人内の管理栄養士・栄養士が献立の作成や確認を行う
- ○法人外部の管理栄養士・栄養士が献立の作成や確認を行う

<施設外で調理する場合>

- ○法人外部に調理業務を委託し、委託先の管理栄養士・栄養士が献立の作成や確認を行う
- ※管理栄養士・栄養士は、常勤・専従である必要はない
- ※献立の確認は、献立の作成時から関わることが望ましいが、作成した献立表などにより、献立の内容を管理栄養士・栄養士が確認した場合についても要件を満たすものとする
- ※献立の確認の頻度は、年に1回以上行い、年度の早い時期の実施に努める
- ※献立の確認は、給与栄養目標量(事業所の利用者の特性を踏まえた適切な食事を提供するにあたって基準となるエネルギー及び各栄養素の目標量)を踏まえた献立になっているかを確認するなどの方法がある
- ※献立の確認の範囲は、提供する食事全ての献立を確認することは困難であることから、各事業所において設定している一定期間の献立(サイクルメニュー)を確認してもらうことで足りる
 ※豊橋市保健所では、献立の作成及び確認は行っていない
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録している ※摂食量の記録にあたっては、目視や自己申告などによる方法も可 ※摂食量の記録は、「完食」「全体の2分の1」「全体の○割」などのように記載する ※摂食量の記録は、提供した日を必ず記録する
- (3) 利用者ごとの BMI または体重を概ね 6 か月に 1 回記録している
 - ※概ねの身長が分かっている場合、必ず BMI (体重(kg)/身長(m)²で算出)の記録を行うこと。身体障害者などで身長の測定が困難であり、身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする
 - ※利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合、例外的に BMI または体重を把握せずに要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録などにおいて意向の確認を行った旨を記録しておくこと

就労移行支援 基本報酬

利用者の意向及び適正に応じた一般就労への移行を推進する観点から、就職後6か月以上定着した者の割合に応じて算定する。

対象サービス 就労移行支援

■加算の考え方

別紙40-1

就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 (就労移行支援サービス費 I)

没·	事業所名				とよ	はし事業	所	_		て2年間	間経過	削削は、 ∶する日a 対象)」	までに	t, F8	なし
	1 2 3 4 5	41人 61人 81人	以上	40人以 ⁻ 60人以 ⁻ 80人以 ⁻	F		就労定着率区分		1 2 3 4 5 6 7 8	就職後(就職後)就職後(就職後)就職後(就職後)就職後(就職後)	5月以 6月以 5月以以 5月以以 6月以 6月以	上定着 ² 上定着 ² 上定着 ² 上定着 ² 上定着 ²	率が5 率が4 率がが2 率がが1 でが0	割以上 割以上 割以上 割以上 割以上 割超1ま	5割未満 4割未満 3割未満 2割未満 削未満
か 早 隻 及 が 前 々 早 隻 D 沋 戦 後 ら 目	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月	前年	芰	上定着者 前々年 (令和5年 0 1 1 0 0	度			度及 利用 「届	び月に 者数を 出時点	fの状況- においてする 転配継続であっても であっても	-般就 5 犬況」	労後6か が継続・	月に	達した	
Į.	12月	0	人	0	人				利用足	上 全員数					
-	1月	0	人	0	人			前年	- 度	前々年	F度	1.	小数点	以下切	捨て
Ī	2月	2	人	0	人		(令和6	年度)	(令和5年	丰度)				
í)	3月	0	人	0	人			20	人	20	人			就党	定着率
t	合計		5		人	÷	1	合計		40	人	=		12	9

- ●基本報酬は、「利用定員」「就労定着率」により算定する
- ●就労定着率は、次の方法で算出すること
 - (1) 前年度及び前々年度における就労定着者※1の総数を算出する
 - (2) 前年度及び前々年度の利用定員※2の合計数を算出する
 - (3)(1)÷(2)×100(小数点以下切捨て)により算出する
 - ※1 就労定着者とは、一般就労の継続期間が6か月に達した者をいう。例えば、令和6年10月1日に就職した者は、令和7年3月31日に6か月に達した者となり、令和6年度の就労定着者に含める。なお、一般就労とは、一般企業などとの雇用契約に基づく就労をいい、労働時間など労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間は、一般就労に含めない
 - ※2 利用定員が年度途中で変更になった場合、その年度の各月の利用定員の合計数÷12 か月で利用定員の数を算出する
 - <**例**> 令和6年4月時点で定員10人の事業所が、令和6年9月から定員20人に変更した場合、 (定員10人×5か月+定員20人×7か月)÷12か月=15.9(小数点第二位以下切上げ)
- ●新規指定事業所(年度途中に指定を受けた場合)の就労定着率は、次のとおり算出すること
 - (1) 指定日から起算して2年間経過する日までは、「就労定着者の割合が3割以上4割未満」の場合とみなして算定する(下図①)
 - (2) 指定日から起算して1年間経過する日から2年間経過する日までは、1年目の就労定着者の数÷ 1年目の利用定員の数で算定することも可(**下図**②)
 - (3) 指定日から起算して2年間経過する日から年度末日までは、(1年目及び2年目の就労定着者の合計数) ÷ (1年目及び2年目の利用定員の合計数)(下図3)または(1年目の利用定員×0.3+2年目の就労 定着者の数)÷ (1年目及び2年目の利用定員の合計数)(下図4)のいずれかで算定する

R4.6	指定F	R5.6	R6.6	R7.6	
R4.4	R5.4	R6.4	R7.4		
	1年目	2年目	3年目	4年目	
就労定着者の数(暦年)	a人	b人		•••	
就労定着者の数(年度)		人b	e 人	•••	
利用定員の数(暦年)	XД	ΥA	•••	•••	
利用定員の数(年度)		V٨	W人	•••	
就労定着率	① 3割以上4割未満	① 3割以上4割未満 または ② a÷X	③ (a+b) ÷ (X+Y) または ④ (X×0.3+b) ÷ (X+Y)	(d+e) ÷ (V+W)	

就労継続支援 A 型基本報酬

「1日の平均労働時間」「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」「地域連携活動」「経営改善計画」「利用者の知識・能力の向上」の7つの観点からの総合評価(評価点)に応じて算定する。

対象サービス就労継続支援A型

■加算の考え方

別紙41

就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名	とよはし事業所
人員配置区分	① Ⅰ型 (7.5:1) 2 Ⅱ型 (10:1)
定員区分	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下
評価点区分	 1 評価点が170点以上 2 評価点が150点以上170点未満 3 評価点が130点以上150点未満 4 評価点が105点以上130点未満 5 評価点が80点以上105点未満 6 評価点が60点以上80点未満 7 評価点が60点以上80点未満 8 なし(経過措置対象)
評価点の公表	(公表場所) ロストームページ A
	よ、初年度(年度途中に指定され 年度及び2年度目)は記入不要

- ●基本報酬は、「利用定員」「人員配置体制」「評価点」により算定する
- ●算定する場合、下表の人員配置体制をとること

区分	人員配置体制
サービス費 l	職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で前年度の平均利用者数を 7.5 で 除した数以上
サービス費Ⅱ	職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で前年度の平均利用者数を 10 で 除した数以上

- ●厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について(令和3年3月30日 障発0330第5号)を参照し、「1日の平均労働時間」「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」「地域連携活動」「経営改善計画」「利用者の知識・能力の向上」の7つの評価項目から構成されるスコア表を作成すること
 - ※新規指定事業所は、初年度(年度途中に指定された事業所は、初年度及び2年度目)は「評価点区分が80点以上105点未満」の場合であるとみなして算定すること
 - <**例 1**> 令和 6 年 4 月に指定を受けた場合 ⇒令和 7 年 3 月までは、評価点区分が 80 点以上 105 点未満とみなす
 - <**例2**> 令和6年5月~令和7年3月に指定を受けた場合 ⇒令和8年3月までは、評価点区分が80点以上105点未満とみなす
- ●自己評価結果の公表について、次の点に留意すること
 - (1) 就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)、就労継続支援A型事業所におけるスコア表(実績 I ~IV、VI)を毎年度4月中にインターネットなどの方法により公表し届出する。評価項目の「地域連携活動」「利用者の知識・能力向上」を算定する場合、実施状況報告書を併せて公表し届出する。届出していない場合、自己評価未公表減算(15%減算)が適用される
 - (2) 公表は原則、障害福祉サービス等情報検索公表システム (WAM NET) において実施するとともに、 事業所のホームページなどにおける公表についても可能な限り実施し、就労継続支援 A 型の利用を 希望している障害者など第三者に対して広く情報発信する

就労継続支援B型 基本報酬(サービス費I・II・III)

地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、 「平均工賃月額」の評価に応じて算定する。

対象サービス就労継続支援B型

■加算の考え方

別紙44

就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名		とよはし事業所	
	1 21人以上40人以下	2 41人以上60人以下	3 61人以上80人以下
定員区分	4 81人以上	⑤ 20人以下	
	① 型(6:1)	2 型 (7.5:1)	3 川型(10:1)
人員配置区分	4 IV型 (6:1)	5 V型 (7.5:1)	6 VI型 (10:1)
就	1 4万5千円以上	2 3万5千円以上4万5千円未満	3 3万円以上3万5千円未満
継 平均工賃 続 月額区分	14 Z力5十円以下3万円未満	5 2万円以上2万5千円未満	⑥ 1万5千円以上2万円未満
支 援 B	前年度の4月~3月の工賃		
型	額を記載する		なく、6か月の実績を用いる 6か月の値を入力する
サ ビ	(a) 前年度における工賃3	支払総額 3,210,033	円 平均工賃月額① (a)÷ (d)÷12月
ス 前年度に 費 おける	(b) 前年度における年間及	近 べ利用者数 4,272	人 15,463 円
I 平均工賃 ・ 月額	(c) 前年度における年間 [※]	^{〔1} <u>開所日数</u> 247	重度者支援体制加算 I を算定している場合
	(d) 前年度における開所 E 平均利用者数 (b) ÷ (17.3	人 (①+2,000円)
前年度の実績がを用いる場合、		(小数点第二位以下切上げ)	

- ●サービス費 | ・ || ・|| は、「利用定員 | 「人員配置体制 | 「前年度の平均工賃月額 | により算定する
- ●算定する場合、次の(1)(2)を満たすこと
 - (1) 下表の人員配置体制をとっている

区分	人員配置体制
サービス費 l	職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で前年度の平均利用者数を 6 で 除した数以上
サービス費Ⅱ	職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で前年度の平均利用者数を 7.5 で除した数以上
サービス費Ⅲ	職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で前年度の平均利用者数を 10 で 除した数以上

- (2) 工賃向上計画を作成し、愛知県へ提出している
- ●前年度の平均工賃月額は、次の方法で算出すること(次の(a)~(d)は、左ページの様式内の(a)~(d)と一致)
 - (1) 前年度における工賃支払総額(a)を算出する
 - (2) 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(d)を算出する (d) = 前年度の延べ利用者数(b) ÷ 前年度の年間開所日数(c)
 - (3) (a) ÷ (d) ÷ 12 か月により、前年度の平均工賃月額を算出する
 - ※レクリエーションや行事など生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えないため、 利用者数及び開所日数にカウントしない(報酬は請求不可)
- ●新規指定事業所は、指定を受けた月によって、次のとおり平均工賃月額を算出すること
 - (1) 4月1日に指定を受けた場合、次のいずれかを選択する(例は令和6年4月指定)
 - ○令和 6 年 4 月~令和 7 年 3 月は、「平均工賃月額が 10,000 円未満 | の場合であるとみなす
 - ○令和6年4月~9月は、「平均工賃月額が10,000円未満」の場合であるとみなす 令和6年10月~令和7年3月は、「令和6年4月~9月の平均工賃月額」で算定する
 - (2) 5月1日~10月1日に指定を受けた場合、次のいずれかを選択する(例は令和6年7月指定)
 - ○令和6年7月~令和8年3月は、「平均工賃月額が10,000円未満」の場合であるとみなす
 - ○令和6年7月~12月は、「平均工賃月額が10,000円未満」の場合であるとみなす 令和7年1月~3月は、「令和6年7月~12月までの平均工賃月額」で算定する 令和7年4月~令和8年3月は、「令和6年10月~令和7年3月の平均工賃月額」で算定する
 - (3) 11月1日~3月1日に指定を受けた場合、次のいずれかを選択する(例は令和6年12月指定)
 - ○令和6年12月~令和8年3月は、「平均工賃月額が10,000円未満」の場合であるとみなす
 - ○令和6年12月~令和7年5月は、「平均工賃月額が10,000円未満」の場合であるとみなす 令和7年6月~令和8年3月は、「令和6年12月~令和7年5月の平均工賃月額」で算定する

目標工賃達成指導員 配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算で1人以上配置し、手厚い人員 体制をもって、目標工賃の達成に向けた取組みを行う場合に加 算する。

対象サービス就労継続支援B型

■加算の考え方

別紙29

目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書

事業所の名	3称		とよはし事業所			
当該施設·	事業所の前	年度の平均実利用者数 (A)	別紙33の平均利用者	数を記載する	12.7	
職業指導員	員及び生活支	援員の配置状況 (常勤換算) (B)	小数点第二	立以下切捨て	2.5	
職業指導員	員及び生活支	援員の基準配置人員 (A)/6	小数点第二	立以下切上げ	2.2	≦(B)
目標工賃達	権成指導員の	配置状況(常勤換算)	小数点第二位	立以下切捨て	1.2	≧1人
(B)に目標	工賃達成指導	算員を加えた配置状況 (常勤換算) (C)			3.7	
目標工賃達	産成指導員を	加えたときの必要配置人員 (A)/5	小数点第二位	立以下切上げ	2.6	≦(C)
		職業指導員及び生活	舌支援員の氏名			
1		豊	橋太郎			
2		吉	田 花子			
3		愛	知 一平			
4		Ξ	河 二美			
5		渥	美 三和			
6						
7						
8						
		目標工賃達成指導員の氏名	(上記の従業者との	兼務不可)		
1		豊	川四葉			
2		田	原 五月			
3						

- ●算定する場合、次の(1)~(4)をすべて満たすこと
 - (1)就労継続支援サービス費 I (またはIV) を算定している事業所である(職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で前年度の平均利用者数を 6 で除した数以上である)
 - (2) 目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算で前年度の平均利用者数を 5 で除した数以上である
 - (3) 目標工賃達成指導員を常勤換算で 1.0 以上配置している
 - (4) 工賃向上計画を作成し、愛知県へ提出している
 - ※目標工賃達成指導員とは、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう ※目標工賃達成指導員は、職業指導員、生活支援員との兼務不可
- ●次の(1)~(6)の順で算出し、(2) \geq (3)かつ(5) \geq (6)となれば算定することができる(次の(A)~(C)は、左ページの様式内の(A)~(C)と一致)
 - < 例>前年度の平均利用者数 12.7 人、配置している職業指導員及び生活支援員の常勤換算数 2.5 人、 目標工賃達成指導員の常勤換算数 1.2 人の場合
 - (1) 前年度の平均利用者数(A) 別紙33の平均利用者数と一致(12.7人)
 - (2) 職業指導員及び生活支援員の配置状況 (B) 配置している職業指導員及び生活支援員の常勤換算数 (小数点第二位以下切捨て)を入力 (2.5 人)
 - (3) 職業指導員及び生活支援員の基準配置人員(A)÷6 12.7 人÷6=2.11≒2.2 人(小数点第二位以下切上げ)
 - (4) 目標工賃達成指導員の配置状況(常勤換算) 配置している目標工賃達成指導員の常勤換算数(小数点第二位以下切捨て)を入力
 - (**5**) (B) に目標工賃達成指導員を加えた配置状況(常勤換算)(C) 2.5 人 + 1.2 人 = 3.7 人
 - (**6**) 目標工賃達成指導員を加えたときの必要配置人員(A) ÷5 12.7 人÷5=2.54≒2.6 人(小数点第二位以下切上げ)

目標工賃達成加算

目標工賃達成指導員配置加算(15ページ参照)を算定している 事業所が、自らで作成した工賃向上計画に掲げる工賃目標を達 成した場合に加算する。

対象サービス就労継続支援B型

■加算の考え方

別紙37

目標工賃達成加算に関する届出書

<例>令和7年度に算定する場合 事業所名 とよはし事業所 ① 工賃向上計画において掲げた工賃目標 18,024円 令和6年度の事業所の工賃目標 ② 工賃目標の対象年度における事業所の平均工賃月額(実績) 令和6年度の事業所の平均工賃月額(実績) 18,024円 ③ 工賃目標の対象年度の前年度における事業所の平均工賃月額(実績) 令和5年度の事業所の平均工賃月額(実績) 17,500円 平均工賃 月額等 ④ 工賃目標の前々年度における全国平均工賃月額 17,031円 令和4年度の全国平均工賃月額(厚生労働省ホームページで確認する) ⑤ 工賃目標の前々々年度における全国平均工賃月額 16,507円 令和3年度の全国平均工賃月額(厚生労働省ホームページで確認する) ⑥ ③+(④-⑤) ※④-⑤が0未満の場合は、0として算定すること 18.024円 <要件確認1> ①≧⑥となっていること 該当 非該当) 算定要件 <要件確認2> ②≧①となっていること 該当 非該当)

<要件確認1>または<要件確認2>が非該当の場合、算定不可

- ●算定する場合、次の(1)~(3)をすべて満たすこと
 - (1) 目標工賃達成指導員配置加算を算定している
 - (2) 工賃向上計画において、事業所の工賃が全国平均以上に上昇する工賃目標を設定する
 - (3) 工賃目標の対象年度における事業所の平均工賃月額が、(2)で設定した工賃目標以上である
- ●次の(1)~(3)の順で算出し、①≧⑥かつ②≧①となれば算定することができる(次の①~⑤は、左ページの様式内の番号と一致)
 - (1) 全国平均工賃月額の上昇額を算出する【4-5 (4-5)が0未満の場合、0とする)】
 - (2) 事業所の工賃が全国平均以上に上昇する工賃目標以上となっているか確認する【①≧⑥】
 - (3) 工賃目標の対象年度における事業所の平均工賃月額が、(2)の工賃目標以上であるか確認する【②≧①】
 - ①算定する年度の前年度の工賃向上計画における工賃目標
 - ②算定する年度の前年度の事業所の平均工賃月額(実績)
 - ③算定する年度の2年度前における事業所の平均工賃月額(実績)
 - ④算定する年度の3年度前における全国平均工賃月額
 - ⑤算定する年度の4年度前における全国平均工賃月額

< 例 > 令和7年度に算定する場合

令和5年度の事業所の平均工賃月額(実績)が17,500円であった場合、全国平均工賃月額の令和3年度から令和4年度の上昇額524円を加えた18,024円以上の額を令和6年度の工賃目標として設定し、令和6年度の平均工賃月額が同年度の工賃目標以上である場合、算定することができる。

①令和 6 年度の工賃向上計画における工賃目標 18,024 円以上 (①≥⑥) ②令和 6 年度の事業所の平均工賃月額 (実績) 18,024 円以上 (②≥①) ③令和 5 年度における事業所の平均工賃月額 (実績) 17,500 円 (実績)

④令和 4 年度における全国平均工賃月額17,031 円⑤令和 3 年度における全国平均工賃月額16,507 円

令和7年度に算定する場合 18,500円 18,000円 524円 17,500円 17,000円 524円 16,500円 17,500円 17,500円 17,031円 16,000円 16,507円 15,500円 全国平均工賃月額 全国平均工賃月額 事業所の平均工賃月額 事業所の工賃目標 (令和3年度実績) (令和6年度) (令和4年度実績) (令和5年度実績) ■実績額
■全国平均工賃月額の増加額

就労定着支援 基本報酬

過去3年間に就労定着支援を受けた者の総数に対する通常の事業所での就労を継続している者の割合(就労定着率)に応じて算定する。

対象サービス 就労定着支援

■加算の考え方

別紙45

就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名	とよはし	事業所
	2 就労定着率が9割以上9割5分未済	哉
	3 就労定着率が8割以上9割未満	
就労定着率区分	4 就労定着率が7割以上8割未満	
	⑤ 就労定着率が5割以上7割未満	
	6 就労定着率が3割以上5割未満	
		副シートの(別添2)就労継続者の状況から、指定 を受ける前月末日の就労継続者数を転記する
	① 新規指定の場合(※起算日は指定を	受ける前月末日)
	過去3年間における就労定着支援の	指定を受ける前月末日の
	総利用者数(D)	就労継続者数(B)
	41	23 人
就労定着率区分	別シートの(別添2)就労継続者の状況の利用者の総数と一致すること	就労定着率(C)(A÷B) 56 %
の状況		小数点以下 の就労継続者数を転記する 切捨て 切捨て
	過去3年間における就労定着支援の	Dのうち前年度末時点の
	総利用者数(D)	就労継続者数(E)
	30	17 人
	別シートの(別添1)就労継続者の状 況から、利用者の総数を転記する	就労定着率(F)(E÷D)
		56 %
		小数点以下切捨て

- ●基本報酬は、「就労定着率」により算定する
- ●就労定着率は、次の方法で算出すること
 - (1) 前年度の末日から起算して過去3年間*1に就労定着支援を開始した利用者の総数を算出する
 - (2)(1)のうち、前年度の末日時点で就労が継続している者※2の総数を算出する
 - (3)(2)÷(1)×100(小数点以下切捨て)により算出する
 - ※1 前年度の末日から起算して過去3年間とは、例えば、令和7年4月に就労定着率を算出する場合、 令和4年4月1日~令和7年3月31日を指す
 - ※2 就労が継続している者とは、次の者をいう
 - ・届出時点で就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者
 - ・就労定着支援の利用中に離職し、1 か月以内に他の事業所で雇用され、就労が継続している者 (就労定着支援の利用中1回限りの転職を認める)
- ●就労定着率の算出方法は、指定を受けた月によって、次の例のとおり異なることに留意すること **<例1**>4月1日に指定を受けた場合(令和6年4月指定の場合)
 - (1) 令和6年4月~令和7年3月は、令和6年3月31日から起算して過去3年間において、就労定着支援事業所と一体的に運営する就労移行支援などを利用した後、一般就労した者の総数のうち令和6年3月31日時点で就労が継続している者の割合を算出する(左ページの様式内①で算出)
 - (2) 令和7年4月~令和8年3月は、令和6年度に就労定着支援を開始した利用者の総数のうち令和7年3月31日時点で就労が継続している者の割合を算出する(左ページの様式内②で算出)
 - (3) 令和8年4月~令和9年3月は、令和6・7年度に就労定着支援を開始した利用者の総数のうち令和8年3月31日時点で就労が継続している者の割合を算出する(左ページの様式内②で算出)
 - (4) 令和9年4月~令和10年3月は、令和6年度~令和8年度に就労定着支援を開始した利用者の総数の うち令和9年3月31日時点で就労が継続している者の割合を算出する(左ページの様式内②で算出)
 - < **例2** > 5月1日~3月1日に指定を受けた場合(令和6年6月指定の場合)
 - (1) 令和6年6月~令和7年5月は、令和6年5月31日から起算して過去3年間において、就労定着支援事業所と一体的に運営する就労移行支援などを利用した後、一般就労した者の総数のうち令和6年5月31日時点で就労が継続している者の割合を算出する(左ページの様式内①で算出)
 - (2) 令和7年6月~令和8年3月は、令和6年6月~令和7年5月に就労定着支援を開始した利用者の総数のうち令和7年5月31日時点で就労が継続している者の割合を算出する(左ページの様式内(2)で算出)
 - (3) 令和8年4月~令和9年3月は、令和6年6月~令和8年3月に就労定着支援を開始した利用者の総数のうち令和8年3月31日時点で就労が継続している者の割合を算出する(左ページの様式内②で算出)
 - (4) 令和9年4月~令和10年3月は、令和6年6月~令和9年3月に就労定着支援を開始した利用者の総数のうち令和9年3月31日時点で就労が継続している者の割合を算出する(左ページの様式内②で算出)
 - (5) 令和10年4月~令和11年3月は、令和7年度~令和9年度に就労定着支援を開始した利用者の総数の うち令和9年3月31日時点で就労が継続している者の割合を算出する(左ページの様式内②で算出)
- ●利用者に対して支援レポートを月1回以上提供しなかった場合、基本報酬を算定することができない

人員配置体制加算 (共同生活援助)

指定基準上必要な世話人及び生活支援員に加え、利用者数に応じて、一定数の世話人などを加配した場合に加算する。

対象サービス 共同生活援助

■加算の考え方

別紙4-2

人員配置体制加算に関する届出書(共同生活援助)

事業所情報・算定区分

事業所名	グループホームとよはし					
算定区分	人員配置体制加算 12:1(介護サービス包括型)					
勤務時間数	事業所が定める	35				
到/历时间数	特定事業者数換	40				
人員配置の状況	世話人	6.0	生活支援員	5.0		

事業所名を入力 算定する区分を選択 1週の勤務時間数を入力

勤務形態一覧表の常勤換算数と一致

<介護サービス包括型の場合> ※<u>黄色セル部分</u>を入力

前年度実績	(1) 前年度の平均	(1) 前年度の平均利用者数					
基準人員	(2) 世話人の必要	長人数		3.6			
至午八貝	(3) 生活支援員の	(3) 生活支援員の必要人数					
加配人員	(4) 12:1算定に	配数	1.8				
加能八貝	(5) 30:1算定に	必要な加	配数	0.7			
	(6) 常勤が勤務す	「べき時間] (1週)	35			
調整数の計算	(7) 調整が必要な	30.5					
	(8) 調整が必要な	0.8					
12:1を算定する	(9) 必要人員(特	8.7					
場合の必要人員	(10) 必要時間数	348					
場口の必安八貝	(11) 必要人員 (9	10					
30:1を算定する	(12) 必要人員(特	7.6					
場合の必要人員	(13) 必要時間 (牡	304					
物ロツル安八貝	(14) 必要人員 (第	8.7					
算定の可否	12:1	算定可	30:1	算定可			

別紙33の合計を入力

- (1)÷6(小数点第二位以下切捨て)
- 別紙33-2の合計を入力(小数点第二位以下切捨て)
- (1)÷12(小数点第二位以下切捨て)
- (1)÷30(小数点第二位以下切捨て)
- 1週あたりの勤務時間数
- (40時間-(6))×((2)+(3))
- (7)÷(6)(小数点第二位以下切捨て)
- (2) + (3) + (4) + (8)
- (9)×40時間
- (10)÷1週の勤務時間数(小数点第二位以下切上げ)
- (2) + (3) + (5) + (8)
- (12)×40時間
- (13)÷1週の勤務時間数(小数点第二位以下切上げ)

<日中サービス支援型の場合>

前年度実績	(1) 前年度の平均	列利用者数	(22			
基準人員	(2) 世話人の必要	(2) 世話人の必要人数					
基华八 貝	(3) 生活支援員 <i>の</i>)必要人数		2.5			
加配人員	(4) 7.5:1算定に	必要な加	配数	2.9			
加能八貝	(5) 20:1算定に	必要な加	配数	1.1			
	(6) 常勤が勤務す	でき時間] (1週)	35			
調整数の計算	(7) 調整が必要な	34.5					
	(8) 調整が必要な	0.9					
7.5:1を算定する	(9) 必要人員(特	定従業者	数で換算)	10.7			
場合の必要人員	(10) 必要時間(特	428					
場口の必安八貝	(11) 必要人員 (望	勤務時間で	で換算)	12.3			
20:1を算定する	(12) 必要人員(特	8.9					
	(13) 必要時間 (特	356					
場合の必要人員	(14) 必要人員 (望	10.2					
算定の可否	7.5 : 1	不可	20:1	算定可			

別紙33の合計を入力

- (1)÷5(小数点第二位以下切捨て)
- 別紙33-2の合計を入力(小数点第二位以下切捨て)
- (1)÷7.5 (小数点第二位以下切捨て)
- (1)÷20 (小数点第二位以下切捨て)
- 1週あたりの勤務時間数
- (40時間-(6))×((2)+(3))
- (7)÷(6)(小数点第二位以下切捨て)
- (2) + (3) + (4) + (8)
- (9)×40時間
- (10)÷1週の勤務時間数(小数点第二位以下切上げ)
- (2) + (3) + (5) + (8)
- (12)×40時間
- (13)÷1週の勤務時間数(小数点第二位以下切上げ)

●算定する場合、指定基準上必要な世話人及び生活支援員(以下、基準人員)に加え、前年度の平均利用 者数及び算定区分に応じて加配する世話人または生活支援員(以下、加配人員)を下表のとおり配置す ること

区分	人員配置体制
I	世話人または生活支援員を、特定従業者数換算*で12:1以上加配(介護サービス包括型)
II	世話人または生活支援員を、特定従業者数換算*で30:1以上加配(介護サービス包括型)
V	世話人または生活支援員を、特定従業者数換算*で7.5:1以上加配(日中サービス支援型)
VI	世話人または生活支援員を、特定従業者数換算*で 20:1 以上加配(日中サービス支援型)

※特定従業者数換算とは、基準人員及び加配人員の勤務延べ時間数を、それぞれ「事業所において、1 週間で常勤の従業者が勤務すべき時間数(以下、常勤が勤務すべき時間数(1 週))に変えて「40 時間」で除することにより、算定に必要な人員に換算する方法をいう。なお、特定従業者数換算による計算の過程で、小数点以下の端数が生じる場合、小数点第二位以下を切捨てする。特定従業者数換算により、「常勤が勤務すべき時間数(1 週)」が 40 時間未満である場合、「常勤が勤務すべき時間数(1 週)」と 40 時間との差から「調整が必要な人数」が生じる

- ●算定の可否を判断するには、次の順で基準人員、加配人員、調整が必要な人数を算出し、算定に必要な 人員以上であるか確認すること
 - (1) 基準人員は、次により算出した世話人と生活支援員の必要数の合計をいう
 - 〇世話人は、平均利用者数算定シート(別紙 33)で算出した「前年度の利用者数の平均値」を介護サービス包括型の場合は **6**、日中サービス支援型の場合は **5** で除した数以上
 - ○生活支援員は、障害支援区分別平均利用者数算定シート(別紙33-2)で算出した数以上
 - (2) 加配人員は、次により算出した世話人または生活支援員の数をいう 平均利用者数算定シート(別紙 33)で算出した前年度の利用者数の平均値を、算定区分で除した数以上
 - (3) 調整が必要な人数は、次のとおり算出する
 - ○常勤が勤務すべき時間数(1週)が週40時間の場合、調整が必要な人数は「0」
 - ○常勤が勤務すべき時間数 (1週) が週40時間でない場合、次のとおりとなる
 - ・調整が必要な時間数 (1 週) = (40 時間 常勤が勤務すべき時間数 (1 週))×(基準人員+加配人員)
 - ・調整が必要な人数=調整が必要な時間数(1 週):常勤が勤務すべき時間数(1 週)
 - (4) 算定に必要な時間数 (1 週) は、次のとおり算出する 算定に必要な時間数 (1 週) = (基準人員+加配人員+調整が必要な人数) × 40 時間
 - (5) 算定に必要な人員は、次のとおり算出する 算定に必要な人員=算定に必要な時間数(1週)÷常勤が勤務すべき時間数(1週)

夜間支援等体制加算 (区分I・Ⅱ・Ⅲ)

夜勤・宿直を行う夜間支援従事者を配置したり、常時の連絡体制 などを構築し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な支援を提 供できる体制を確保している場合に加算する。

対象サービス 共同生活援助

■加算の考え方

別紙16

夜間支援等体制加算に関する届出書(共同生活援助)

区分	事	業所名	グループホームと				年度の平均利用で する(1つの住居			
	1	夜間支援体制の確保が必要 な理由	複数ある場合、合計してから小数点第一位を四捨五入)							
		加算を算定する住居を入力	する 住居名	夜間支援 対象者数	1人の夜間支援を 夜間支援従事者 ①		で行う利用者数 夜間支援従事者 ③	当該住居で 想定する夜 間支援体制		
	2	夜間支援の対象者数及び夜 間支援従事者の配置状況	とよはしA	3	3			夜勤		
			とよはしB	4		//	友勤または宿直を 選択する	夜勤		
			とよはしC	5		5		夜勤		
			合計	12	3	9				
		夜間支援従事者を配置して	夜間支援従事者① とよはしA							
	3	いる場所	夜間支援従事者② とよはしB							
			夜間支援従事者③			提配件 井同生		レオスニレ		
II		配置場所から最も離れた住	夜間支援従事者①	変勤·宿直職員の配置場所は、共同生活援助事業所内とすること 援従事者①						
	4	居までの移動時間(複数の 住居の夜間支援を行ってい	夜間支援従事者②	間支援従事者② 徒歩8分						
		る場合)	夜間支援従事者③							
		配置場所とグループホーム	例の場合、夜間支援従事者②がとよはLBとCを支援するため、夜間 大援従事者②欄にとよはLB-C間の移動方法・所要時間を入力する							
	5	との間の連絡体制(非常通報 装置・携帯電話等)(複数の住居	夜間支援従事者② 携帯電話							
		表直・携帝电話寺八復数の任店 の夜間支援を行っている場合)	夜間支援従事者③ 1人の夜間支援従事者が複数の住居を支援する場合に入力する。							
	6	夜間支援体制を確保してい る夜間及び深夜の時間帯	午後10時~午前6時 例の場合、夜間支援従事者②がとよば 支援従事者②欄に連絡手段を入力する			LAとBを支援する				
	7	備考	加算を算定する住居を入力する							
	1	住居名	とよはしん	4	とより	ましB				
	2	夜間における防災体制の内 容(契約内容等)	QOOOO会社と 契約を締結	警備委託						
III	3	利用者の緊急事態等に対応 するための連絡体制・支援			携帯電話で連絡 緊急連絡先を住					
	_	体制の確保の具体的方法			米心圧耐兀では	こ/ロドオトーが日小い。				
	4	備考					VIII / 84 B5			
IV	1	夜間支援の住居及び夜間支 援従事者の配置状況	夜間支援従事者④ 夜間支援従事者⑤	[住居名		滞在時間	算定区分		
V	2	夜間支援従事者が待機して	夜間支援従事者④	者の緊	図書態等に対応	なするための連	約内容等)」ま 絡体制・支援体			
V	2	いる場所	夜間支援従事者⑤ 具体的方法」のいずれかを入力する							
VI	3	夜間支援体制を確保してい	夜間支援従事者④							
		る夜間及び深夜の時間帯	夜間支援従事者⑤							

●算定する場合、下表の要件を満たすこと

区分	算定要件
I	夜勤 (夜間時間帯を含む勤務時間で、そのうち休憩は最大2時間)の夜間支援従事者を 配置する
II	宿直(夜間時間帯を含む勤務時間)の夜間支援従事者を配置する
III	夜間及び深夜の時間帯を通じて、 常時の連絡体制または防災体制 を確保する

- ※夜間支援従事者は、夜間に支援を行う利用者が居住する住居(サテライト型住居を除く)に配置する こと
- ※夜間支援従事者が複数の住居に対して夜間支援を行っている場合、夜間支援従事者を配置している 住居とその他の住居が概ね 10 分以内で移動でき、かつ利用者からの呼び出し等に速やかに対応する ことができるよう連絡体制(非常通報装置、携帯電話など)を確保していること。また、一晩につき 1 回以上、各住居を巡回すること
- ※夜間支援従事者1人が支援することができる夜間支援対象利用者数は、次の例のとおりとなる
- **<例1>** 複数の住居(5か所までに限る)において夜間支援を行う場合
 - ⇒20 人まで
- **<例2>**1つの住居のみにおいて夜間支援を行う場合 ⇒30人まで
- ※区分Ⅲを算定する場合、次のいずれかに該当すること
 - ○住居の警備業務委託契約を警備会社と締結する
 - ○事業所の従業者が常駐する
 - ○携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制を確保する
 - ○事業所の世話人または生活支援員以外の者に夜間の支援を委託し、その者との連絡体制を確保する
- ※夜間及び深夜の時間帯とは、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として事業者が設定する。ただし、午後10時~翌日午前5時は必ず含むこと
- ●夜間支援従事者1人が支援する夜間支援対象利用者数により、次の例のとおり報酬区分が異なる
 - <**例1**>1人で住居Aの3人を支援する場合
 - ⇒住居 A は 3 人の報酬区分
 - <**例 2**> 1 人で住居 B の 4 人と住居 C の 5 人を支援する場合 ⇒住居 B、住居 C のいずれも 9 人の報酬区分
 - ※夜間支援対象利用者数とは、住居ごとに平均利用者数算定シート(別紙 33)で算出した前年度の利用者数をいい、住居ごとに小数点第一位を四捨五入する
 - ※夜間支援対象利用者数が変更となる場合、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(参考様式 11)、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1)を提出すること

相談支援機能強化型体制

相談支援専門員の配置について手厚い体制を整えているほか、 支援困難ケースへの積極的な対応の実施や24時間の連絡体制 を確保している場合などに加算する。

対象サービス 計画相談支援、障害児相談支援

■加算の考え方

別紙34-1

相談支援機能強化型体制に関する届出書 (単独の事業所で算定する場合)

事業	所名	相談支援事業所と	よはし	算定区分	分により、①~	9のいず;	れかを満	たすこと	
届出	項目	1	(1) 2	()	3 (III)	4 ((IV)	% 1	
_	常勤かつ専任の 相談支援専門員 相談支援専門員 上記のうち現任		置している ※ 常勤・専従 常勤・専従	2 管理者 2 4 人 1	を兼務する場 常勤・兼 常勤・兼	·務 1	勤・専 る人	従」とする	· 無
他		り、かつ、従業者の 現任研修を修了した材	目談支援専門員 <mark>市内(</mark>	による助言	指導の体制 <mark>に該当する事</mark> 詞	が確保さ	きれて	有	
_	利用者に関する 議を定期的に開	情報又はサービス提係 催している				を目的と	こした	有	· 無
3	24時間常時連絡	できる体制を整備し	ている					有	・無
_		障害児)相談支援事業 た相談支援専門員のF				専門員に	こ対し、	有	・無
_	基幹相談支援セ る体制を整備し	ンター等からの支援! ている	困難ケースが紹	介された場	湯合に、当該	ケースを	至託	有	・無
6	基幹相談支援セ	ンター等が実施する	事例検討会等に	参加してい	いる			有	・無
_	協議会に参画し いる	、協議会の構成機関領	等の連携の緊密	化を図るた	-めに必要な	取組を写	実施し	有	・無
(令和9年3月31日	ンターが行う地域の材 までの間において、 支援の中核機関が行	市町村が基幹相	談支援セン	ンターを設置	遣してい;		有	・無
9	1人の相談支援専	専門員の取扱件数(前	ī6月平均)が40)件未満でる	ある			有	・無

●算定区分に応じて下表の①のほか、②~9のうち \bigcirc のある要件を満たすこと(下表の①~9は、左ページの様式内の番号と一致)

算定要件	1	II	Ш	IV
①人員配置要件 (1) 常勤・専従の相談支援専門員を右記の人数以上配置し、そのうち 1人以上が現任研修修了者である。なお、右記のいずれか1人が 相談支援事業所の管理者を兼務することは差し支えない	4人	3人	2人	1人
(2)(1)とは別に、専従の相談支援専門員(非常勤可)を右記の人数以 上配置する		_		1人
(3) (1)は原則常勤・専従であるが、右記の人数までは業務に支障がない範囲で同一敷地内の他の業務と兼務可。ただし、1 人以上の現任研修修了者は常勤・専従である	1人	1人	1人	_
②留意事項伝達会議を開催している ※利用者に関する情報・サービス提供にあたっての留意事項の伝達などを目的とした会議を概ね週1回以上行い、議事録を5年間保存すること。また、会議では少なくとも次のような議事を含めること ○現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 ○過去に取り扱ったケースについての問題点及び改善方策 ○地域における事業者や活用できる社会資源の状況 ○保健医療及び福祉に関する諸制度 ○アセスメント及びサービス等利用計画作成に関する技術 ○利用者からの苦情があった場合、その内容及び改善方針	0	0	0	0
③24 時間の連絡体制を整備している ※営業時間が 24 時間である必要はないが、営業時間外は利用者が携帯電話などで連絡・相談できる体制を確保していること	0	0	_	_
④現任研修修了者が、新規に採用した相談支援専門員に対し、同行による研修を実施している ※新規に採用した者がいない場合、採用を想定した研修方針でも可	0	0	0	0
⑤基幹相談支援センターなどから紹介された支援困難ケースについて 支援を行っている	0	0	0	0
⑥基幹相談支援センターなどが実施する事例検討会などに参加している	0	0	0	0
⑦協議会に構成員として定期的に参画している	0	0	0	_
⑧基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援体制強化の取組み へ参画している	0	0	0	_
⑨1 人の相談支援専門員の取扱件数(前6か月の平均)が40件未満である	0	0	0	0

